公益社団法人熊谷市シルバー人材センター職群班で決定する
配分金格差に関する基準

平成17年 4月 1日

基 準 第 2 号

（目的）

第1条 各職群班で設定する配分金格差は、この基準によるものとする。

（格差の範囲）

第2条 配分金格差は公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）見積基準単位の20％以内で行う。

2 前項により算出した配分金が埼玉県最低賃金を下回る場合、埼玉県最低賃金とする。

3 配分金格差は、埼玉県最低賃金からセンター見積基準単位の範囲内で段階を設ける事が出来る。

（格差設定対象者）

第3条 格差設定の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

（1） 各職群の未経験者

（2） 各職群の経験者であって、センターから手配された事がない者

（3） 経験者で、センターから手配された者で技量未達な者

（4） その他、職群班会議で定めた者

（格差設定の期間）

第4条 配分金格差を設定する期間は最低1単位3ヶ月とする。

2 前項については、一度に2単位まで設定する事が出来る。

3 技量未達により期間を延長する場合、2単位の延長とする。

（配分金格差の停止）

第5条 格差対象者の配分金格差を停止する場合、職群班長、センター、指導会員の協議により決定する。

但し、職群班長と指導会員が同一の場合、センターと職群班長の協議により決定する。

2 前項について、職群班長は直近の職群班会議に報告する。

（練習等の場合の配分金不払）

第6条 センターは、発注者の意向等特別な場合を除き、就業前研修や見習等に関し、配分金を支払わない。

（改廃）

第7条 この基準の改廃は、理事会の承認を要する。

（委任）

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成17年 4月 1日より施行する。

附 則

この基準は、平成24年 4月 1日より施行する。